

守口市役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書

1 募集内容

(1) 事業名称

守口市役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業

(2) 設置場所

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所

(3) 事業目的

守口市庁舎内に周辺案内地図及び行事案内板を設置することで、来庁者の利便性の向上や、庁舎を有効活用した広報活動の充実を図るとともに、守口市内の事業者の広告を掲載することで、地域経済の活性化にもつなげることを目的とする。

(4) 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと守口市が判断した場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提として当初の許可から5年以内を限度に、引き続き使用の許可を行うことができる。

(5) 案内表示板の設置等

① 設置場所等

通信設備を除く案内表示板を設置する位置は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、守口市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

種別	設置場所	台数	サイズ	表示内容
案内表示板 広告付き 庁舎	1F 総合案内横 (別添 平面図参照)	1台	縦2,100mm程度 横4,000mm程度 幅150mm程度	・庁舎案内地図 ・周辺地図 ・行政情報 ・広告モニター

② 運用

ア 設置

案内表示板の設置は、守口市役所の閉庁日または平日の午後5時30分以降に行なうなど事業の妨げとならないように設置し、設置スケジュールは事前に守口市と調整し決定すること。

また、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること。

(a) 転倒防止

案内表示板の設置に当たっては、案内板本体が容易に動かないよう地面にアンカーボルトで固定するなど、事故防止のための必要な措置を講じること。なお、案内表示板の固定は、床、天井等にできるだけ負担の少ない方法によること。

(b) 庁舎利用

庁舎利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、庁舎管理者の指示があつた場合は、その指示に従うこと。また、案内表示板に突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること。

イ 撤去

事業期間の終了及びその他の理由により使用許可を解除する場合は、設置事業者の責任で機器の撤去を行い、設置前の原状に戻さなければならない。

ウ 費用負担

案内表示板の製作・設置・維持管理・修繕・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

エ 注意事項

床面・壁面等への工事や配線を伴う場合は、守口市と十分な打ち合わせを行い、配線等については、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

(6)設備本体

- ① 広告付き案内図板は、縦2,100mm×横4,000mm 厚み150mm 程度の大きさで作成すること。
- ② 電気亜鉛メッキ鋼板(t1.5以上)加工、メタリック焼付塗装と同程度の使用を施す。
- ③ 地図と広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を發揮すること。
- ④ 本体枠の角が鋭利とならないように加工する。
- ⑤ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。
- ⑥ 案内表示板に関する問合せ等に対応するため、案内表示板に設置事業者の連絡先を明記すること。
- ⑦ 省エネルギー対策を講じること。
- ⑧ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること。

(7) デザイン

- ① 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること。
- ② 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者に配慮するための色覚バリアフリーデザインとすること。

(8) 庁舎案内図の表示

- ① 各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること。
- ② 組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき速やかに修正し、貼替更新を行うこと。

(9) 周辺地図の表示

- ① 守口市内の広域図とし、公共施設及び避難場所等その他指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ② 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付け等により適宜対応すること。

(10) 行政情報モニター

① モニターサイズ及び仕様

55インチの液晶モニターを設置し、ポスター情報などをローテーションで配信できるようにすること。

② 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し隨時表示内容を市役所職員が容易に変更できるものとすること。

なお、液晶モニターに表示するためのデータは、USBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(11) 広告モニター

- ① 55インチのタッチパネル式モニターを設置し、利用者が検索しやすい仕様とすること。
- ② 広告スペースの面積は、広告付き案内表示板における表示部分の概ね30%程度とすること。
- ③ 広告モニターには、多言語が併記された緊急災害情報の自動表示機能を有すること。

(12) 広告の募集・掲出

- ① 広設置事業者は、広告付き案内表示板に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。
- ② 掲出する広告は、掲出の14営業日前までに守口市に広告の見本を提出し、審査及び承認を受けること。
- ③ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負うこと。
- ④ 掲載する広告については、守口市広告掲載要綱を遵守するものとする。

(13) 維持管理

- ① 機器の破損・汚損や地図上の公共施設等の変更及び広告主の変更等についてはメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- ② 機器の転倒などの事故が発生した場合は、設置事業者の責任において対応すること。
- ③ 事業期間内において、庁舎の改修（建替含む）等で設置期間又は設置場所を変更する必要が生じた場合は、守口市と協議の上で新たな設置場所を決定する。

2 支払い条件

- ① 設置事業者は、広告付き周辺案内地図等の設置に係る広告料、使用面積に基づく行政財産使用料及び電気使用料を納付する。
- ② 広告料及び行政財産使用料は守口市が発行する納入通知書により当該年度分を前払いするものとする。
- ③ 電気使用料は守口市が毎月発行する納入通知書により指定期日までに納入するものとする。
- ④ 支払われた広告料、行政財産使用料及び電気使用料は、守口市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合を除き返還しないものとする。
- ⑤ 守口市は、正当な理由があると認めるとときは、行政財産使用料及び電気使用料について算出方法を変更することができる。

3 その他

- ① 設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること。
- ② 設置事業者が設置する案内表示板の本格運用の前に、操作説明等を行い、円滑な運用に資するよう配慮するものとする。
- ③ この仕様書に明記されていない細部の事項については、守口市の指示に従うものとする。
- ④ 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。
- ⑤ 守口市は設置事業者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は使用許可を解除することができる。